

令和2年第2回（2020年第2回）
八街市農業委員会総会

令和2年2月5日
八街市農業委員会

令和2年第2回（2020年第2回）農業委員会総会

令和2年2月5日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 10. 石井とよ子 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林和弘 | 11. 岩品要助 |
| 3. 中村勝行 | 8. 山本重文 | |
| 4. 長野猛志 | 9. 藤崎忠 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 三須浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本健 |

2. 欠席者

7. 佐伯みつ子

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主査	齋藤康博
副主幹	宮内清志	主事補	西田愛恵

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないこと
の承認について
議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の承認について

5. その他

報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出について

報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第3号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時32分)

○岩品会長

令和2年第2回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ぐずついた天気もようやく治まり、連日お日様が出て仕事の方もはかどっているかと思えます。毎日、テレビなどを見ますと、コロナウイルスの報道が毎日されておりますけれども、コロナウイルスについては、手洗い、うがいなどが基本的な有効対策だということを言っていますので、各委員の皆様も、いろいろと人ごみなどに行かれた際にはその辺、十分注意していただきたいと思えます。

それでは、今月の案件は、農地法第4条、5条本体で6件、その他議案5件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は10名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。なお、農業委員の佐伯委員より欠席の届けが出ておりますので報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

1月17日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員で実施いたしました。

1月29日木曜日、午前10時より、八街市総合計画審議会が総合保健センター大会議室で、午後1時半より、経営基盤強化促進協議会が第2会議室で開催され、岩品会長にご出席いただきました。

1月30日木曜日、午後1時半より、調査委員会現地調査及び転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、藤崎委員、推進委員の西山委員と小川委員で実施いたしました。

2月3日月曜日、午後1時半より、調査委員会面接を、市役所第1会議室にて、調査委員会調査班第1班、長野班長、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、推進委員の西山委員、小川委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号4番、長野委員、5番、山本元一委員にお願いします。

議事に入ります。

最初に、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請については議案第4号に関連していますので、後ほど議案第4号で一括して審議します。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書4ページをごらんください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字南四番地先、地目、畑、面積401平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が住宅1棟の建築、販売をするものです。農地の区分は第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案第2号1番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第2号1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約1.2キロメートルに位置し、市指定道路に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の⑦に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅用地1棟分ということですが、申請面積は401平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、全て自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、埋め立て等を行わず整地のみを行い、境界をブロック積みにて囲う計画となっております。雨水についても敷地内にて浸透させることになっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は建売分譲住宅を建築し、販売したいとの理由もあり、必要性についても認められあわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番について、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号2番から5番については調査委員会案件です。調査班第1班が担当したので、担当班長から調査報告をお願いします。

○長野委員

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての2番、3番、4番は関連案件ですので、一括して報告いたします。

まず2番、区分、売買、所在、八街字土手向、地目、畑、面積2,773平方メートルほか2筆、3筆の合計が5,915平方メートル。

3番が、区分、売買、所在、八街字土手向、地目、畑、面積が3,487平方メートル。

4番が、同じく区分、売買、所在が八街字土手向で、地目、畑、面積421平方メートルほか1筆の1,287平方メートルです。

転用目的及び転用事由につきましては、転用目的が倉庫用地であります。転用事由が現在、倉庫業を営んでいるが経営規模を拡大するため、当該申請地を自己用倉庫として利用したいというものであります。

この案件につきましては、1月30日に現地の確認調査をいたしました。私と藤崎委員、地区担当推進委員の西山委員と小川委員、事務局より宮内副主幹、太田主査とで行いました。そして、2月3日、面接調査を午後1時半より第1会議室で行いました。担当の私と山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、地区担当推進委員の西山委員、小川委員、事務局で宮内副主幹、吉岡主事、そして権利者と義務者、両者の代理人とで行いました。

まず、立地基準ですが、市役所から見て南西方向に約2.4キロメートルに位置し、交進小学校の通りで、松林方向に入りますところにあるコンビニエンスストア、その隣接地になります。したがって、県道に接道しておりますので進入路は確保されております。

そして、義務者が3名で、総面積が1万689平方メートルで、権利者の自社用地であります680.5平方メートルこれは、宅地になっておりまして、含めた合計1万1,369.5平方メートルの開発事業になります。義務者はそれぞれ高齢者になっておりまして、離れ畑であったり、立地条件や地形が悪く現在、作付けなどもしておらず、後継者もないということで売ることにしたというお話でした。

農地区分といたしましては、事務指針の29ページの、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断をいたしました。

権利者の会社概要につきましては、会社の設立は平成19年1月15日、これは株式会社です。資本金が300万円で、年商が8億5,000万円、総従業員数が40人、事業所は3カ所、主な事業は倉庫業と一般貨物の輸送です。権利者は、もう既に八街において、本社営業所を構えておりまして、第1物流センターこれは、2万平方メートルあります。第2物流センターこれが、5,200平方メートルの2カ所を持ってありますが、今後も取引先からの要望もありまして、事業を拡大するというものです。

今回の倉庫には、主に舞台やステージを設置するための関係資材を保管するというものでした。そして、必要に応じてそれを現場に搬入し、設置する。そして、そのイベントが終われば、またそれを解体し、それを保管するというお話でございました。

事業計画としましては、倉庫と駐車場を計画し、建築面積が5,670平方メートルで、鉄骨の平家建て1棟で中を4つに間仕切りをして使うということでした。駐車場につきましては、大型車6台、普通車8台を計画しております。

そして、隣接地との境界は擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐということで、工事にあたりまして、土砂の搬出入はありませんけれども、碎石で整地をして最終的には全面舗装で仕上げるといふ計画です。

そして、この場所を選定した理由といたしましては、本社の営業所や第1物流センターに近く、なお佐倉インターチェンジを利用するのに最適であるということでした。

資金につきましては、金融機関からの借入金で賄うということです。

雨水につきましては、浸透貯水槽としてこれは、道路河川課からの指示によりまして980.54立方メートルの貯水槽ということです。

そして、被害防除計画としまして、日照や通風に対しましては平家であるので影響はないものと考えております。

そして、工事中の事故防止対策としましては、工事車両の出入りに対して交通の誘導員を配備して安全を図ると。通学、通勤の時間帯は極力、車両の出入りは避けるようにしたいということでした。

そして、あと確認事項としまして、都市計画法の開発行為の事前協議を令和元年12月27日に終了しておりまして、本申請をこの面接調査2月3日の終了後、本申請を提出するというお話でございました。

以上のようなことから、この案件につきまして特に問題となることはないと思われ、都市計画法との調整を条件といたしまして、調査班1班としましては許可相当と判断をいたしました。

続きまして、5番に移ります。

区分、売買、所在が滝台字太郎坊、地目、畑、面積が1,365平方メートルほか2筆の合計4,530平方メートルです。

転用目的が事務所兼社員寮、また作業場用地です。転用事由といたしましては、現在、家電リサイクル業を営んでいるが、既存設備が手狭なためインターチェンジが近く利便性のいい当該申請地を事務所兼社員寮及び作業所として利用したいというものです。これにつきましても、

同じく1月30日に現地確認調査をいたしまして、2月3日に面接調査を同じようなメンバーでいたしました。面接調査におきましても先ほどの案件と同じ代理人でございまして、引き続き面接調査を行ったという次第です。

それで、立地基準につきましては、市役所から見て南に約8キロメートルのところにありまして、四木の通りで御成街道に交わる手前にありまして、目の前にJAの滝台の第5集荷場があります。ですので、進入路は確保されておりました。

義務者の状況といたしましては、現在、公務員をされており、週末に少し農作業をする程度で、土地の半分が何かひどい傾斜地となっておるということで、作業もしづらくて十分な農業ができないこと。また、今後、遊休農地となってしまうようなことで、周囲に迷惑にならないということで売買、売ることにしたというお話でした。

農地区分といたしましては、事務指針の29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断をいたしました。

権利者の会社概要につきましては、設立が平成19年5月2日で、資本金が8,500万円、年商が40億円と、総従業員数は42人、事務所が4カ所これは、東金とか船橋とかということでした。主な業務は、産業廃棄物収集運搬及び白家電のリサイクルということ。現在、東金の事業所においては、市原市にある大手電気会社の下請として年間200トンから250トンの電線の切れ端といえますか、そういったものも被覆をむく仕事をしているということです。

事業計画につきましては、整地は土砂の搬入はなく、砕石敷きによる埋め立てと。先ほど申しましたけれども、最深部が道、道路際から見ますと約5メートル低くなっているというようなことで、それを平らにしますと平均で約2メートルの砕石を入れるというようなことになる予定です。敷地内に60トンの埋め込み式の台貫も設置すると。隣接地との境界には、擁壁を設置してから全面を砕石で埋め立てるということです。

申請地を選んだ理由といたしましては、東金の事業所に近いことと、山田インターチェンジを利用するのに非常に便利であると。また、ほかに見合うところはなかったというお話でした。この申請地には、事務員を二人、作業員を15人、予定しているということです。

計画される施設につきましては、事務所兼社員寮で構造は木造の2階建て、建築面積が159平方メートルで、延べ床面積が318平方メートル、これには食堂とか調理室を含めて約4.5畳ほどのお部屋が16部屋、したがって入居者数の見込みとして最大16名を予定しているということです。作業場につきましては、構造は鉄骨造りの平家建てと。切妻、屋根の一番高いところで、11メートルの高さということです。建築面積が1,207.8平方メートルです。

雨水浸透槽につきましてもこれは、道路河川課の指示で433.88立方メートルのものを作ると。その浸透槽の上に駐車場を15台用意するということです。近くに防火水槽等ないので、40トンの防火水槽も敷地内で作る。

また、そして自家用の井戸も掘ると、またプロパンなども設置するというお話でした。

被害防除計画としては、工事中の車両、四木の通り結構、通りも激しいし、二州小学校の子どもたちの通学もありますので、交通誘導員を配備して安全を図るということでした。

そのほか確認事項といたしまして、都市計画法の開発行為の事前協議を令和元年11月18日に済ませております。そして、本申請を面接調査のありました2月3日面接調査後これは、提出するというお話でした。

あと、今まで耕作されていた方が、その義務者の親戚の方であるということで、その親戚の方とはただの話し合いでされていたということなので、手続はされていなかったと。その畑の中に畑かんがありまして、それは個人で設置したものではなく、組合で設置したものでありますので、その畑かんを活かすために切り回しをして、接続して使えるようにすると。その手続につきましては、義務者の方が組合の方にお話をされるということになっております。

また、地元の方がリサイクル業者に対しまして、住民の方が地下水の汚染等を憂慮していることをお話しまして、場合によりましては区の関係者が立入調査、検査をさせてほしいと、その場合は速やかに対応していただきたいということもお願いしました。

また、地元の安全、安心のために特別区費にも協力をいただきたいというお話もいたしました。

また、このリサイクルに関しましては、危険物の取り扱いはないというお話でした。

以上のようなことから、本申請は問題となることはないということで、同じく都市計画法との調整を条件といたしまして、調査班1班としましては許可相当と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号2番から4番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番から4番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号5番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地競(公)売買受適格者証明の交付についてを議題とします。事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書5ページをごらんください。議案第3号、農地競（公）売買受適格者証明の交付について、ご説明いたします。

本件は、競売あるいは公売物件が農地の場合、入札に参加する資格があるかを判断するものです。なお、競売及び公売についてですが、債権者の申し立てにより裁判所が行うものを競売、官公庁で行うものを公売と分類しており、当案件は裁判所による競売となります。落札後につきましては、土地利用が農地の場合は農地法第3条、農地以外の目的による転用の場合は農地法第5条の手続を要します。

番号1、所在、大谷流字荒地前及び深田、地目、畑及び田、面積275平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,656平方メートル。事由、農業事業規模拡大のため。当案件は、本来であれば調査委員会案件とするところですが、地元推進委員へ本件申請者の営農状況について確認したところ特段問題ないと思われるとのことから、今回、調査委員会案件とはせず、担当委員からの調査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

議案第3号1番、農地法第3条による農地競（公）売買受適格者証明の交付についての調査結果について、ご報告いたします。

初めに申請地ではありますが、位置は八街駅から南西へ5キロメートル、大谷流地区に所在。川上小学校の南側500メートルの谷津田に所在します。境界は土地改良済みの農地で、2筆とも現地は明確に区分されております。現況は畑と田それぞれ耕作されていると見受けられました。進入路はそれぞれ市道、農道に面し、平坦な農地となっております。

次に、農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で農産物の生産を行っております。構成要件、議決要件、役員の要件についても農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。地元での農業の実績がございます。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。

権利者が所有及びリースする主な農機具は軽トラック2台、トラクター2台、コンバイン1台それぞれリース、あるいは構成員の持ち込みにより保有するとしております。労働力は役員、構成員合わせて5名で、その中には地元の農業者も含まれております。年間農作業従事日数は、3名が150日以上であり、技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在、申請人が保有す経営農地は全て適切に利用されていることを確認しております。

また、過去3年間において、農業経営規模等を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項ですが、営農計画は畑については芝の作付け、田については水稻を作

付けする予定としております。通作距離は会社から申請地まで約1キロメートル、車で約5分程度です。

以上の内容から、権利者及び構成員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

また、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、特に問題はないと思われます。申請人が落札した場合において、農地法第3条許可をすること及び今回、買受適格者証明を交付することについても特に支障はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号1番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については交付することに決定します。

なお、今後の事務処理については競売終了後、農地法第3条の申請が提出されたときには、申請内容が今回の内容と相違がない場合は総会に諮らず、会長に処分を委任することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がありませんので、会長に処分を委任することに決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付及び議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中村委員退席をお願いします。

それでは、事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書6ページをごらんください。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字五方杭地先、地目、畑、面積5,950平方メートルです。目的は軽微な農地改良です。工事期間は令和2年3月1日から5月31日までです。耕作者についてですが、これは申請地の直接的な耕作者ではなく、隣接の耕作者ということで、その高さのすり付けに係る部分で関係してきております。

続きまして、議案書3ページにお戻りください。議案書3ページ、議案第1号、農地法第4

条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字五方杭地先、地目、畑、面積1万169平方メートルのうち176.08平方メートルほか1筆の一部、計2筆の一部の合計面積は294.32平方メートルです。転用目的は進入路用地です。転用事由は、申請地の隣接地において軽微な農地改良を行うにあたり、工事中進入路として一時的に利用するものです。農地の区分は農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第4号1番、本案件は議案第1号1番と関連の申請でございます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に2.5キロメートルの位置にあり、国道からの進入路は確保されております。農地区分は、事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断し、しかし第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は軽微な農地改良5,950平方メートルであり、そのための進入路は294.32平方メートルであり、面積も妥当と思われます。また、小作人、権利移転等の支障も見られません。また、近隣からの搬入のため別に問題はないと思われます。盛り土等の高さは平均で15センチメートルから30センチメートルぐらいと思われます。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、農地造成を行う隣接地については、盛り土範囲の周囲に素掘りの側溝を設け、雨水も自然浸透で支障ありません。また、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準、支障なく、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上にて調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号1番について、交付すること及び議案第1号1番について許可相当とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号1番については交付すること及び議案第1号1番については許可相当とすることに決定します。

なお、今後の事務処理については一時転用許可後、同時に軽微な農地改良適合証明の交付を行います。

中村委員、入室ください。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書7ページをごらんください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年1月15日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、上砂字山中及び上原、地目、畑、面積2, 214平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5, 847平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、再設定です。

番号2、所在、沖字中沖、地目、畑、面積1, 983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3, 966平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は8年、新規です。

番号3、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積1, 983平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積1万6, 565平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号4、所在、滝台字太郎坊、地目、畑、面積1, 983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3, 966平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号5、所在、滝台字丹尾台、地目、畑、面積1, 983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5, 948平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。ただいまご説明いたしました番号1から5の案件については、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、5番については承認することに決定します。

会議中ではありますけれども、ここで10分間、休憩をします。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時29分

○岩品会長

それでは、会議を再開します。

議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤主査

議案書9ページをごらんください。議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認についてをご説明いたします。

本案件につきましては、農林水産省経営局長通知の農業委員会の適正な事務実施についてにおいて、別段面積を定めている、いないに関わらず、毎年一度、総会または部会で下限面積が適正であるか確認することとされております。現在、八街市においては耕作の事業に供すべき農地の別段面積を定めていないことから、農地法第3条第2項第5項の権利を取得しようとする者またはその世帯員が取得後において、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において、耕作または事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がいずれも北海道では2ヘクタール、都道府県では50アールに基づき50アール以上としております。参考としてですが、県内市町村の下限面積設定状況については浦安市を除く53市町村中、15市、7町で設定しております。設定している市については、主に中山間層の農地や市街化であると考えております。なお、印旛管内で設定している市町はありません。

以上のことを踏まえ、別段面積の設定について令和2年1月9日木曜日、午後2時より令和元年度第6回八街市農業委員会協議会運営委員会において諮ったところ、施設園芸であれば5,000平方メートル以下であっても営農が可能となる場合もあるので、下げることも検討してよいのではないかと。

また、営農として成り立つものを作付けするのであればその都度、担当班長と協議し面積を下げるのはどうかとの意見がありました。ただ、市内の経営規模が約200アールであることから、経営面積が少ないと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことも想定されます。このことから原則、下限面積の設定は行わず農地法で規定されている50アールを下限面積としてよろしいか、お諮りいたします。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の承認についてを議題と

します。

事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書10ページをごらんください。議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の承認について、ご説明いたします。

本案につきましては、令和元年に起きた、度重なる不祥事により、改めて農業委員会としての風紀粛正、法令遵守による公正、公平な職務遂行の姿勢が求められていることを背景に決議するものです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内副主幹

議案書11ページをごらんください。報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字枅形地先、地目、畑、面積1,863平方メートルです。転用目的は重機、資材置場及び作業スペース用地です。事業内容は、八街市が行う排水整備工事に伴い重機、資材置場及び作業スペースとして一時的に使用するものです。なお、一時転用期間は令和2年2月3日から3月31日までです。

続きまして、齋藤主査がご説明いたします。

○齋藤主査

議案書12ページをごらんください。報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、沖字中沖、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートル。解約合意の成立日、令和元年11月30日。土地引渡時期、令和元年11月30日でございます。

続きまして、報告第3号、廃土処理(公共事業施行)事業の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字四番野、地目、畑、面積554平方メートルのうち400平方メートル。目的、公共土砂等利用による軽微な農地造成です。事業内容、八街市が行う公共建設発生土埋立事業に係る廃土処理です。なお、工事期間は届出日の翌日から令和2年4月10日までです

以上でございます。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。
事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時36分)

議事録署名人

議 長

4 番

5 番